

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

（昭和55年 9月 4日 条例第3号）

改正	昭和56年 3月31日 条例第1号	改正	昭和60年 3月28日 条例第4号
改正	昭和60年 8月20日 条例第6号	改正	昭和62年 4月 1日 条例第2号
改正	平成 2年 3月30日 条例第2号	改正	平成 4年 3月27日 条例第2号
改正	平成 6年 3月28日 条例第2号	改正	平成 8年 3月27日 条例第2号
改正	平成 9年12月25日 条例第3号	改正	平成12年 3月27日 条例第2号
改正	平成12年12月25日 条例第6号	改正	平成16年 3月25日 条例第2号
改正	平成20年12月24日 条例第2号	改正	平成22年 3月25日 条例第2号
改正	令和 2年 3月24日 条例第3号		

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、北空知広域水道企業団の議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償について規定することを目的とする。

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、年額48,000円とする。

（議員報酬の支給時期及び方法）

第3条 議員報酬は、毎年3月及び9月に分割し支給する。ただし、年度の途中で議会議員の職を離れたときはこの限りでない。

2 議員が、年度の途中においてその職に就いたとき又はその職を離れた時は、その年度の現日数を基礎として日割計算によって議員報酬を支給する。

3 自己の都合により1年以上全くその職務を執行しなかった場合には、1年を経過した日の翌日から議員報酬を減額することができる。

4 前項の適用を受けている者が、再びその職務に従事することとなった場合には、その日から、第2項の計算方法を準用して議員報酬を支給する。

（旅行による費用弁償）

第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

（会議出席等の費用弁償）

第5条 議員が招集に応じて本会議に出席したとき又は職務に従事したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条第2項の規定は、前項の旅費に準用する。ただし、日当については前条第1項の規定による日当と同額とする。

（旅費の種類及び支給方法等）

第6条 前2条に規定するもののほか、旅費の種類及び支給方法等については、企業職員の例による。

（規則への委任）

第7条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日 条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この条例は、公布の日から施行し昭和60年4月1日から適用する。

附 則
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第2号）
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第2号）
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月25日条例第3号）
この条例は、平成9年12月25日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第2号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第6号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第2号）
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第2号）
この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第2号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第3号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

車 賃 (1キロメートル)		日 当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		
		管内 管外 道外	管 内	管 外	道 外
円 37		〔 備 考 欄 ア.に記載 〕	〔 備 考 欄 イ.に記載 〕	円 10,000	円 12,000
備考	・管内とは構成団体の区域内をいう。 ・管外とは道内の区域内で管内以外をいう。				
	ア.	片道100キロメートル以上の旅行	1日につき2,200円		
		片道100キロメートル未満の旅行	支給しない。（ただし、企業長が特に認める場合には、1,000円とする。）		
	イ.管内宿泊料については、特に必要と認める場合に限り、管外宿泊料の範囲内において実費支給することができる。				